

## 模造品関連データの収集

データ作成機関	国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)
データ公開日(判れば)／更新日	
主な項目	<p>日本における特許権侵害品への対応事例</p> <p>◆侵害製品(スクーター)、◆侵害国、地域(中国)、◆被侵害国、地域(日本)、◆</p> <p>◆対応策:警告書の提示と水際差止め</p> <p>◆対応に要した期間:2年半、◆対応に要した費用:400万円</p>
サブ項目	<p>◇スクーター車のリア構造に関する特許権を侵害した製品が日本企業により輸入され、小規模の販売店を中心に販売。2002年10月以降、輸入・販売者計10数社に対して、逐次警告状を送付。</p> <p>◇A社では2003年7月に特許権に基づき日本の税関へ輸入差止申立を行ったところ、同年11月に当該侵害製品28台が疑義物品として差止められ、認定手続が開始。</p> <p>◇翌2004年1月、輸入者との交渉の結果、当該侵害製品28台全てを輸入者側で自主的に廃棄。2004年12月、当該侵害製品8台の差止に対し、認定手続が開始され、翌2005年2月、輸入者との交渉の結果、8台全てを輸入者側が自主的に放棄し、税関側で廃棄処分。</p> <p>◇自社の特許権を侵害する製品の輸入、販売を中止させるとともに、コピー車両の廃棄を行い、侵害品の流通拡大を防止することができた。</p>
特記事項	<p>◆特許権者が特許権侵害者に対して警告書を発し、これを差し止めた事件である。この特許は中国では、取得されていない。また、意匠権についても中国で取得されていないこと、事案への対応時に日本での権利満了を迎えていたことから特許権で対応した事例である。</p>
URL	<a href="http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=52">http://www.iippf.jp/jdb/cgi-bin/details.cgi?action=search&amp;key=52</a>